**定款変更につき通知公告**

当社は、平成二十九年三月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年二月二十四日

東京都練馬区田柄三丁目一四番一七号

株式会社トミー精工

代表取締役　富永健二郎

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成二十九年三月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年二月二十四日

神奈川県厚木市中町四丁目一〇番八号

株式会社富士テクノソリューションズ

代表取締役　髙井　男

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成二十九年三月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年二月二十四日

静岡県島田市横井一丁目一番二号

大河原運送株式会社

代表取締役　大河原裕尊

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成二十九年三月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年二月二十四日

鹿児島県志布志市有明町野神四一七番地一

株式会社志布志養鰻

代表取締役　斎藤　雅之

**株式併合につき通知公告**

当社は、平成二十九年三月十六日開催の臨時株主総会において、同年三月二十四日を効力発生日として、当社株式について二株を一株にする併合を行い、発行可能株式総数について八千株を四千株に変更することを決議いたしますので、公告いたします。

平成二十九年二月二十四日

京都市南区久世高田町三五番地三

エルアンドイーホールディングス株式会社

代表取締役　清水　康

**合併につき株券等提出公告**

当社は、関西陸運株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十九年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年二月二十四日

岡山県岡山市北区大内田七二五番地

株式会社昭和倉庫

代表取締役　西原　和良

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である井出清彦が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年二月二十四日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

グローバル・GK・ホールディング・リミテッド

日本における代表者　井出　清彦

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者であるダリントン・ブルス・エドムウンド・フィリップが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年二月二十四日

東京都港区赤坂二丁目一一番七号ＡＴＴ新館一一階マザージャパン株式会社内

QOSMOS S.A.

日本における代表者　ダリントン・ブルス・エドムウンド・フィリップ

**限定承認公告**

本籍兵庫県神戸市垂水区山手五丁目四五七番地一六、最後の住所広島県広島市南区出島一丁目三四番三二号　被相続人　亡　畠中　宏

右被相続人は平成二十八年八月八日死亡し、その相続人は平成二十九年二月十二日広島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十四日

東京都港区虎ノ門二丁目三番二二号第一秋山ビルディング八階ひかり総合法律事務所

限定承認者　高田　宏美

代理人弁護士　澤田　行助

**新設分割につき転換社債証券提出公告**

当社は、新設分割により新設する株式会社翠雲堂本店（住所東京都台東区元浅草四丁目九番一四号）に対して当社の神仏具の販売、不動産の賃貸借及びその管理事業に関する権利義務の全部を承継させることにいたしましたので、当社の転換社債証券を所有する方は、転換社債証券提出日である平成二十九年四月三日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年二月二十四日

東京都台東区元浅草四丁目九番一四号

株式会社翠雲堂

代表取締役　山口　豊

**新規信託分割の公告**

三井住友信託銀行株式会社（同社は、平成二十五年十月一日、前受託者たるみずほ信託銀行株式会社の辞任により、みずほ信託銀行株式会社（本店東京都中央区八重洲一丁目二番一号）から受託者たる地位を承継している。）は、左記のとおり、左記一の信託を平成二十九年三月二十九日付で新規信託分割しますので、公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

一、従前の信託の特定

㈠　信託の当事者

当初委託者

東京都千代田区神田練塀町三番地

東京センチュリーリース株式会社（現商号東京センチュリー株式会社）

委託者（受益権の譲渡を受けたことに伴い当初委託者の委託者としての地位を承継した委託者）兼受益者

東京都千代田区外神田四丁目一四番一号

エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

三井住友信託銀行株式会社

㈡　信託の年月日及び契約名称

東京センチュリーリース株式会社（現商号東京センチュリー株式会社）及びみずほ信託銀行株式会社間の平成二十五年三月二十七日付不動産信託契約（その後の変更を含みます。）

二、従前の信託において作成された財産状況開示資料等

右記一の信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

三、新規信託分割が効力を生ずる日以後における当該従前の信託の信託財産責任負担債務及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込みに関する事項

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については、左記連絡先にご照会下さい。

四、連絡先

東京都港区芝三丁目三三番一号

三井住友信託銀行株式会社

不動産カストディ部

電話番号　〇三―五二三二―三七三四

平成二十九年二月二十四日

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

三井住友信託銀行株式会社

営業所

東京都港区芝三丁目三三番一号

支配人　浅井　克幸

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を金三億三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://snmm.jp/koukoku/cross/

平成二十九年二月二十四日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング　クロス特定目的会社

取締役　須貝　信

**訂正公告**

平成二十八年九月一日（号外第一九三号）掲載の第五十九期決算公告（枠組）中、住所「千葉県船橋市金杉町866番地」とあるは「千葉県船橋市金杉町886番地」の誤りにつき訂正します。

平成二十九年二月二十四日

千葉県船橋市金杉町八八六番地

株式会社エコロ

代表取締役　山本　宗一

**正誤**

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 一二一二 | | | 平成二十九年二月十日掲載の東京家庭裁判所に係る平成二十八年（家）第六〇六二号失踪に関する届出の催告中（印刷誤り） | 三最後の住所アメリカ合衆国テキサスアンドアンドアンドアンドレー432 |
| 一二一二 | | | 三最後の住所アメリカ合衆国テキサスアンドアンドアンドアンドレー4327 | |

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月二十四日付第三七号一

十八年十一月十八日付衆会

二八ページ●同日付政府調達第三七号四〇ページ●二

第一二号一二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）